

○財務省告示第三百三十三号
 省令第三十号（第五條第十一項の規定に基づき、
 平成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	額面金額の種類
利付国庫債券（二十年）（第七回）	平成十四年度の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項及び財政 融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一 条第一項	価格を競争に付して行われる入 札発行	各申込みのうち応募価格の高 いものからその応募額を順次割 り当てる。	額面金額で六千九百九十一億 円、うち平成十四年度における 政運営のための公債の発行の特 例等に関する法律第二条第一項 の規定に基づき発行した利付国 債に於いては、額は、千	六千九百三十四億九千五百七十 五万円	五万円、十億円、百億円、千 五万円、一億円及び十億円の六種

八 九 十
行 発 利
価 行 過
格 価 過
日 格 子
平 成 十 四 年 八 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 十
銭 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価 格
一 九 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
に 由 り 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に 由 り 算 出 し た 金 額 を 第 十
八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{19}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 次 に 掲 げ る 国 債 に つ い て
は 、 前 記 (一) の 算 式 に 由 り 算 出
し た 金 額 から 該 金 額 に 百 分
の 二 十 を 乗 じ た 金 額 (た だ し 、
次 に 掲 げ る 国 債 を 発 行 時 に お
い て 取 得 す る 者 が 非 居 住 者 又
は 外 国 法 人 だ る 場 合 に は 、
前 記 (一) の 算 式 に 由 り 算 出 し た
金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る 。
イ 発 行 時 に お い て 、 登 録 (一
括 登 録 (国 債 の 一 括 登 録 に
関 す る 省 令 (昭 和 五 十 五 年
大 蔵 省 令 第 四 号) 第 二 条 第
二 号 に 規 定 す る) 一 括 登 録 を
い う 。 以 下 同 じ 。) を 除 く 。
以 下 同 じ 。) が さ れ て い る 国
債 の 利 子 に 係 る 所 得 税 が 源
泉 徴 収 さ れ る 者 の 記 名 に 由
り 登 録 さ れ る も の 。
ロ 子 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収

される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。ハ発行時において、登録又は一括登録されないもの（発行時において、所得税法第十条、第十一条若しくは第四百七十六条第一項又は租税特別措置法第四条、第四十二条、第四条の三若しくは第九条の三第二項に係る規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。）。

十二 初期利子

平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{19}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 償還金限度

平成三十四年六月二十日額面金額百円につき百円

十五 償還金額

日本銀行の本店、支店、代理店、

十六 元利金支払

取扱店並びに取扱郵便局財務大臣から通知を受けた者

十七 入札参加

平成十四年八月二十日

十八 払込期日

